

第 1 期市民活動推進委員会の答申の概要

- 平成 15 年 8 月 27 日 「市民活動の推進に関する制度の改善その他の重要事項について」
諮問

諮問事項：1 市民活動に対する新たな財政支援のありかたについて

- 2 市民活動に対する市民の意識の高揚を図るための新たな表彰制度のあり方について

- 平成 15 年 12 月 18 日 「小田原市市民活動推進条例に基づく補助金に関する提言」提出

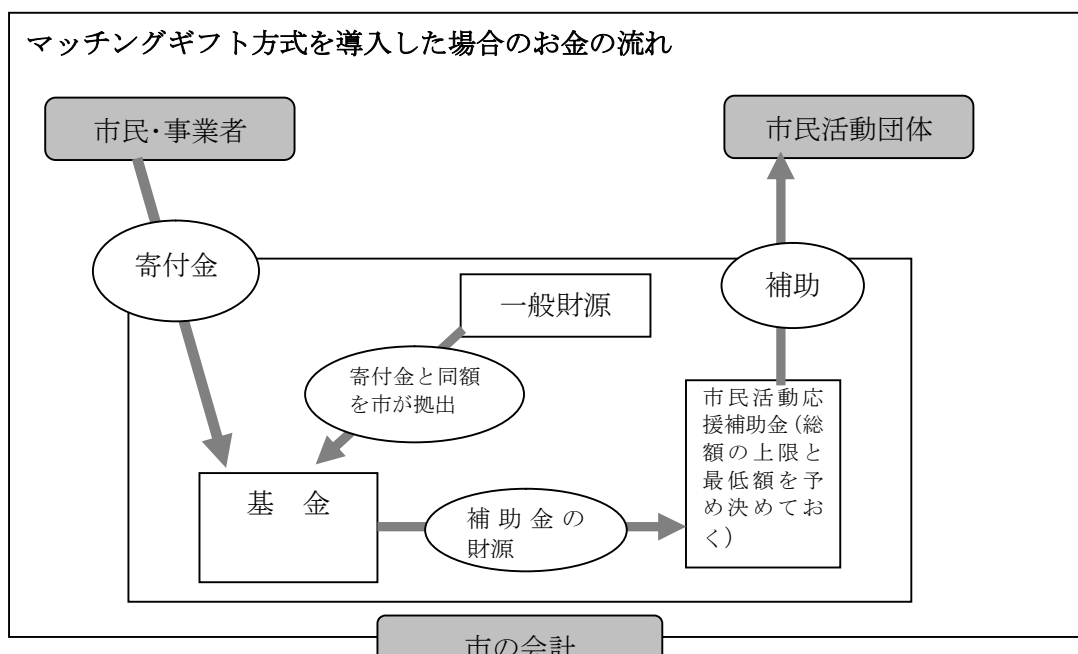
- 平成 17 年 6 月 30 日 「小田原市市民活動推進委員会答申」提出

答申の要点

1 「市民活動に対する新たな財政的支援のあり方」について

○ 資金調達の仕組み

- ・市民活動を地域全体で支えていくために、企業や市民等から寄付を受けられる市民活動応援基金（仮称）を設置する。
- ・基金への寄付には、市民の少額の寄付も可能とする。
- ・企業や市民の寄付へのインセンティブを高め、市民が一丸となって応援するという姿勢を示す狙いから、マッチングギフト方式を取り入れる。
- ・助成金は、元金を充当する方式とする。
- ・基金設置のメリットを生かし、募集や決定、交付の時期を早めるなど市民活動団体にとって活用しやすい仕組みとする。



○ 寄付の環境づくり

- ・ 寄付者の意向を補助金に反映できるような仕組みを構築する。
- ・ 寄付者に対する評価を高める。

2 新たな表彰制度のあり方

○ 表彰制度の仕組み

- ・ 表彰が誇りとなるように工夫が必要である。
- ・ 選ばれた団体、個人等を広く市民に知らせることに主眼を置く。
- ・ **多くの市民とともに活動を称える場**を設定する。
- ・ 審査は慎重に行う必要がある。

○ 市民の活動を称えあう環境づくり

- ・ 市民活動関係者や市民が一堂に会する**フェスティバルを開催**する。
- ・ フェスティバルは**表彰の場、活動発表の場、資金を得る場、寄付による支援が容易にできる場**とする。
- ・ フェスティバルは実行委員会形式で開催する。